

第 14 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会	
開催日時	令和 7 年 7 月 25 日(金) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	地域振興課課長 村田 まみ
事務局職員	議会事務局 稲員 美佳

(午後 13時 30分開会)

○古賀世章委員長 時間になりましたので、調査特別委員会を始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。傍聴者の皆様方には、大変お暑い中、また、そしてお忙しい中にもかかわらず、多数おいでいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を始めます。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問前の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩といたします。お願いします。

(午後 13時 31分休憩)

(午後 13時 33分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

村田証人におかれましては、本委員会の調査のため、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求めます前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がありまして、またこれに基づいて、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と非後見人の関係を有する者が刑事訴求を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後

見人と非後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいというふうに思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書を朗読お願いします。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年7月25日、村田まみ。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

（証人、宣誓書署名、押印）

○古賀世章委員長 それでは、皆さん、お座りください。

これから証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより村田証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

では最初に、人定尋問を行います。まず、あなたは地域振興課長の村田まみさんでしょうか。

証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） はい、そうです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんでしょうか。証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 間違いありません。

○古賀世章委員長 確認させていただきます。ありがとうございました。

それでは、あらかじめ委員会で決定いたしました尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めていかなければならないと考えております。村

田証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構でございます。尋問に当たり、証人に資料の提示を認めます。事務局より提示をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、尋問を行いたいと思います。

まず私のほうから、最初に、前回の証人尋問の際にも申し上げましたが、大刀洗マルシェかてでの事業は、その目的がすばらしいことは我々委員会も認めております。生産者の皆様にもやりがいをもって参加していただいて、販売スタッフの方も一生懸命頑張って活動されていることは十分によく分かっております。しかしながら、議員や監査委員の再三の指摘に対しても、是正されてこなかった運営や経理について違法性があるとしまして調査を進めております。

百条委員の質問に対しましては、論点をずらさず明確に御答弁されますようお願いをする次第でございます。質問に対しましては、はい、またはいいえで答えていただきたいというふうに考えます。特に論点がずれた場合の発言は、再度、そのように委員長のほうからも申し上げますのでよろしく願いをいたします。

それでは質問をお願いをいたします。河野委員。

○河野政之委員 では質問させていただきます。

1つ、証人は地方公務員でありますから、地方公務員法第32条に定めのあるとおり、証人が職務を遂行するに当たっては法令を守る、条例、地方公共団体の規則及び規定に従わなければならないということは当然御承知でしょうね。地方公務員法、法令等及び上司の職務質問上命令に従う義務、第32条、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定められる規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。御承知でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 承知しております。

○河野政之委員 ありがとうございます。では、次に行きます。

証人は、大刀洗町庶務規定第3条、それから大刀洗町職員の職の設置に関する規則第3条に基づき、地域振興課の事務を担当しております。所属事務所を指揮・監督しているということで間違いございませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 間違いありません。

○河野政之委員 ありがとうございます。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 続きまして、証人は平成23年から現在に至るまで、他の部署に異動することなく

地域づくりの業務に携わり、約15年間にわたって、旧名称であるさくら市場、そして大刀洗マルシェかてての事務を担当してきたということで間違いございませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 初期が係長で、最後の8年間、現在までは課長として関わっております。

○古賀世章委員長 河野委員。

○河野政之委員 今年2月17日の1回目の証人尋問、それから7月10日の証人直続の部下である棚町寿係長の証言から、大刀洗マルシェかてての会計は、長年にわたって、町の一般会計とは別会計という通常の自治体ではあり得ない会計が行われてきた実態が分かりました。地方自治法第210条、総計予算主義の原則をはじめ、地方自治法第208条第2項の会計年度独立の原則にも違反し、地方自治法第219条第2項及び243条の3予算公開の原則にも違反の疑いがあり、その他予算の原則も含めて、公務員が遵守すべき予算の原則を守る意識があるとは思えません。証人は、地方公共団体の管理職職員として法に定められた予算の原則を守らなければならないという認識はありましたか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） あります。

○河野政之委員 ありがとうございます。

○古賀世章委員長 それでは河野委員、お願いします。

○河野政之委員 続きまして、次を質問させていただきます。

今年度2月17日、それから7月10日の証人尋問において、長年この事業に携わってきた地域振興課長である証人と棚町寿係長は、大刀洗マルシェかててが町の直営事業であるか、任意団体であるかさえ答えられず、町の事業としてどういう位置づけにあるのかを明確に答えることができませんでした。そのような課長と係長の下で、年間1,000万円近い売上げが、15年間全く監査も受けずに、議会や監査の目に見えないところで処理されていたことも明らかになりましたが、この会計処理は、課長である証人が取りまとめ、証人の指揮監督の下で行われてきたということで間違いございませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私が管理職になった平成31年頃からは、私が事務の担当の管理職であったというふうに思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○河野政之委員 私のほうからは、以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。続いてどなたか。實藤委員。

○**實藤量徳委員** それでは私のほうから4点ほどお伺いさせていただきます。

令和4年度に地域再生マネージャー事業助成金という助成金の申請をした際に、事業名は大刀洗町直営移動市場を核とする小さな企業支援事業として申請し、助成金交付を受けています。この助成金が活用された一般財団法人による事業報告書は、広くホームページで公表されておりますが、その中で大刀洗マルシェかてては町直営であることが明記されています。2月17日の証人尋問において、証人は何をもって直営というのか分からないなどと発言されましたが、令和4年度、地域再生マネージャー事業においては、町直営事業として助成金を申請し、その助成金を活用して、町直営事業としてアドバイザーの派遣を受けたことに間違いはありませんか。

○**古賀世章委員長** 村田証人。

○**証人（地域振興課長 村田まみ）** 以前の百条委員会で私のほうから、何をもって直営とするのか分からないというふうに発言しました。そのときも申し上げましたが、町の予算を使ってやっているという点に関して、そういう事実があるので、そういったものと、資金のほう、販売益等を別の口座で管理しているという部分に関して、どこで直営というのか分からないというところで、そのように申し上げたものでございます。そちらの平成4年度の財団のほうの報告書のほうには、その町の予算が十分人件費として使われておりますので、そういった点では直営とも言えるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○**古賀世章委員長** 實藤委員。

○**實藤量徳委員** すみません、今の質問は、助成金を申請した際、直営として申請されたことに間違いはないかということなのですが。

○**古賀世章委員長** いかがですか。正確にお答えをお願いします。村田証人。

○**証人（地域振興課長 村田まみ）** そちらの申請書のほうにはそのように記載しております。

○**實藤量徳委員** ありがとうございます。そうしますと、次に移らせていただきます。

地方自治体が徴収する手数料については、地方自治法第228条に、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされておりますが、2月17日の証人尋問において、証人は、手数料は出品者と協議をして都度決めており、条例等にももちろん載っておりませんし、規定はしておりませんと証言されました。15年にわたり、法令上、大刀洗町役場が徴収する根拠のない手数料を出品者から徴収していたわけですが。証人は、この事業には高齢者や子育て世帯の社会参画という福祉的な目的があると繰り返し証言されましたが、高齢者や子育て世帯の町民の方々の僅かな売上げから、多いもので20%の根拠法令の定めのない手数料を徴収し、その手数料から町の一般会計で購入するべきものを購入したり、本来は町の会計課から出金されるべき釣り銭に使用したり、年度をまたいでプールし、残金はその内訳を添付

することなく、雑収入として町の一般会計に流し込んでいます。このように、出品者から法令のない手数料を徴収し、手数料から必要経費なるものを差し引いた残金を町の歳入としてきたことを証人の判断によるものですか。

○古賀世章委員長 証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 15年前から始まった事業でございます。私の判断ではございません。

○古賀世章委員長 それではちょっと確認したいんですけど、どなたの判断でそうされたのか。証人。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 当初から出品者の方とその母体であるさくら市場というもののスタッフと当時話合いをして、手数料条例とかもございませけれども、そういった手数料ではなく事務経費として10%をお預かりするという概念で始まったものだというふうに理解をしております。

○古賀世章委員長 お答えありがとうございました。どなたの御判断でそういうことが決まったのか、そこをお答えください。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） さくら市場が始まった1年目は、私は担当ではございませんでしたので、その経緯というものは私の推測の部分もございませけれども、先ほど来申し上げましたとおり、さくら市場という市場を開いたときに、その市場を開いた担当のスタッフ、そして当時の役場の職員等も一緒に決めて始まったものだというふうに思っております。もちろんその後私が担当係長でしたり、担当課長でしたり、関わってきたときは、そのように例えば20%になるときの協議等は私も入っておりますので、その意思決定には私ももちろん関わっております。

○古賀世章委員長 くどいようですけど、どなたかというのは分からないんですか、知らないんですか、そこをはっきりお答えください。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） それは年度によって違うと思いますが、どの時点でしょうか。

○古賀世章委員長 立ち上げたときというふうに確か、實藤委員はおっしゃったように、私は記憶しておりますが、そのときの状況について細かく確認をさせていただきたいということから御質問をさせていただいているところです。よろしく願いをいたします。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） どのような経緯にして最初の10%が決まったか、申し訳ございません。私は分かりません。

○古賀世章委員長 よろしい。いいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 それでは次の質問に移らせていただきます。

7月10日の尋問における棚町寿係長の証言によると、大刀洗マルシェかてててに関しては確定申告は行っておらず、税処理について全く考えが及んでいないことが明らかになりました。地方自

治体には特令はあるが、民間企業と同様に納税義務があります。また、地方自治体は営利目的を有していないので、収益事業を行う場合には制限があることは公務員であれば御存じのはずです。大刀洗マルシェかててが任意団体だとすれば、税法上は法人とみなし、所得税法及び法人税法の規定が適用され、収益事業を行う場合には申告義務があります。証人は、この事業を行うに当たり、管轄の久留米税務署にいつ税務相談をされましたか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私のほうから税務署のほうに所得税について相談したことはありません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○實藤量徳委員 それでは、この件に関しては、後ほど追加で質問させていただきます。次に移ります。

地域振興課による大刀洗マルシェかててに関する町の歳入を調査したところ、2種類の歳入があります。1つは恐らく通常の販売による手数料、そしてもう1つはかてて手数料（ふるさと納税）というような記載のあるものです。通常、ふるさと納税への出品には、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、出品手数料、送料は自治体が負担することが出品者にとってのメリットであるはずですが、大刀洗町が出品者から何らかの手数料を得て、ふるさと納税寄附金の収入とは別に、本来発生しないはずの収入を得ているとすれば非常に不可解です。ふるさと納税において、出品者から手数料を取り、町に歳入しているということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） それはいつごろのお話でしょうか。すいません。

○古賀世章委員長 分かりますか。副委員長。

○白根美穂副委員長 ふるさと納税を始めてからの経緯をお聞かせいただければと思います。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） ふるさと納税は、通常の自治体であれば、商店を構えてある商店さんであったり、株式会社であったり、法人格をお持ちの方であったり、商品を扱われている方が出品者になることが大体多いです。大刀洗町の場合、ふるさと納税に関しましても、旧さくら市場、かててマルシェを通して、小さなものでも温かいものを町の特産品としてふるさと納税のお礼品として計上できるようなかててのほうの間を取りまして、かててというショップで、その皆様の小さな手作りの温かいものを流通させていたというところでした。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、かててのほうを取りまとめをしたときに、出品者からそのと

きは手数料を取って、そして、ふるさと納税として出していたということによろしいですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） おっしゃるとおりでございます、この場合の手数料といえますか、事務経費分をいただいて出品をさせていただいたものでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その手数料は、かてての通帳に入れていたということで間違いありませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） かてての通帳のほうに、かててというショップで、ふるさと納税のサイトのほうには登録をさせていただいておりますので、その関係で売上げのほうはかてての通帳に入ってきております。

○古賀世章委員長 いいですね、そこは。そのほか、どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ドリームセンターの利用について質問いたします。何度も質問いたしますけれども、大刀洗マルシェかてては、町直営ですか、任意団体ですか。どのような立ち位置でこの事業をされてありましたか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 大刀洗町のほうがもともとの目的としましては、高齢者であったり子育て世帯、またそういった町の特産品などをPRすることを目的として、主に公益性の高い事業として地域振興課のほうに取りまとめをして、その事業を行っていたというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 声がちょっとこもるんですね。差し支えがなければマスクを外すかなにかされて、もうちょっと聞こえやすくしていただけると助かりますが。

○古賀世章委員長 ちょっと証人に確認します。マスクを外すことは可能ですか。それとも絶対外したくないという理由があるんですか。そこを確認したいんですが。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） マスクはつけさせていただきたいと思っております。

○古賀世章委員長 それでは声をもうちょっと大きな声でお願いしますでしょうか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 承知いたしました。

○古賀世章委員長 お願いします。どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度確認します。町直営でしょうか、任意団体でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちら以前からもずっと聞かれているところでございますが、

私どものほうでは、その費用等に関しましては、スタッフも町のほうで直接雇っておりますので、町のほうで運営をしているものだという感覚はございます。その何をもって直営とするのが、私のほうにはちょっと分かりません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それではお手元の資料を御確認いただければと思います。令和5年の2月17日に、ドリームセンターで開催された大刀洗マルシェかててが出品者へ出した通知文書です。御記憶ありますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こういった文書でやり取りをさせてもらっていることは認識しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、これは、ここに書いてあるものは、備品貸出として、椅子は無料、机は100円、電源料として500円、参加料として、かてての出品者は500円、そのほかの出店者は1,000円、カフェスペース、かてて出店者が利用する場合は1,000円と明記されておりますが、この料金は、誰が決めたものですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのほうは、令和4、5年で、ふるさと財団のほうのいろいろな御指導を受けておまして、今後、これ令和6年の2月なので、今後、協議会仕立てとかにしていくときに、全部ただということでは、今後の出品者の方々のやり取りのほうにも関わってくるので、こういったことで、何でもただではなくて、みんなで運営をしながらやっていくときに、少しずつ料金を取っていきましょうという方針で決まったので、今回はこういうことで、少しずつ負担金をいただきながら、その運営費に充てていくようになりますという報告を受けております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 何を根拠に、このような料金を取られたのでしょうか。条例等もございませんか。

○古賀世章委員長 証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのほうは、かててのスタッフ、そして出品者の方々、そしてそこにアドバイザーで入っていた当初のふるさと財団であったり、そういったものの御指導を受けながら、こういった内容で開いていくというものを、皆さんで決めているものなので、特にこういったものを条例でうたったりしているということはありません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それではこれで利益が発生するわけですがけれども、このかてでは、営利事業ということで間違いありませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 公益性の高い事業だというふうに考えておりました、営利目的ではないというふうに考えております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのときに、大刀洗ドリームセンターの施設使用許可、減免申請書を出されてあります。そちらを確認したところ、本町が主催する行事に使用するという項目で、使用料は全額免減になっております。一切料金が発生しておりません。料金が発生していないにもかかわらず、なぜ出品者からこのような料金を取るようになったのか。先ほど、証人が無料ではないと。今から協議会仕立てにするのにお金を取っていかなければならないということでしたが、この時点では協議会仕立てにはなっておりません。町の運営として、これが減免になっているわけです。そこは町直営として動いていたということになりますが、もう一度聞きます。なぜこのように出品者から、一切料金もかからないのにもかかわらず、取るようなことをされていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 施設使用料として、ドリームセンターのほうに支払うための料金として取っていたのではなくて、イベントのときに使うのであれば、机や電源のようなものを使うのであれば、こういった規定をこういったふうに貸出という形にしましょうというスタッフのほうで話を合をして、こういう形で決めていったものだというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 こちらで調べましたところ、2万5,100円が2月27日付で出店料入金ということで通帳に振り込まれております。これは利益に当たりますよね。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○白根美穂副委員長 収益となれば、税の課税対象になりますけれども、税の申告はされておりますでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、税の申告はいたしておりません。こちらの集めたお金というものは、このイベント自体の運営費として頂戴しているものだというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、この運営費、このときの運営費はどのくらいお金がかかったものなのでしょうか。そちらが通帳を見ても、いろいろ提出してもらった書類を見ても分からないんですね。どのような運営費用がかかって、これだけの手数料を取ったのか、御説明願います。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 細かい数字等はこちらの手元に何もございませんので、御説明はできかねるのでございますが、今後、このマルシェかててという形態が、こういった皆さんがお集まりになられて、今度は8月9日にも開催するのですが、そういったイベントをしていくときに、今後こういった活動をしていくことを見据えて、今後どういった資金、資金といたしますか、こういう運営に関するお金をどうやって皆さんと折半し、折半といたしますか、資金を立てていくかということスタッフ共々で考えて、こういったことにして、皆様から承諾いただいて、参加していただいているものというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、協議会仕立てになってから、こういうふうな備品代とか手数料とか取ればよかったかとは思いますが、まだ任意団体となっていないのにもかかわらず、町が運営している事業として、なぜ取らなければいけなかったのですか。なぜ、その準備段階が必要とおっしゃいますが、それは協議会仕立てになってから取っても構わなかったとは思いますが、いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 白根委員がおっしゃるような考え方もあるとは思いますが。この時点では、かててのスタッフ、そしてかてての出品者だったり、そのイベントを考えるに当たり、こういうことで進めさせていただいていたものだと考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。それじゃあ、ちょっと1件だけですけど、先ほど白根副委員長の質問に対して、売上げ金が今、いくらあるか分からないと、あとで調べれば分かるというふうにおっしゃいましたが、今からすぐにでも事務所に戻られて確認ができるということでしょうか。いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 資料は全部百条委員会のほうにお出ししておりますので、今お調べすることはできかねます。申し訳ございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そしたら、出している資料のどこに入っているのか、後ほど説明を受けるこ

とは可能ですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 出しているものを全部見てみないと分からないので、すみません。すぐ見て、すぐ出してというのは、ちょっと対応できかねるかというふうに、今の時点では思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ではこの後、尋問が終わった後に、出されている書類の一覧がありますので、それを見て出していただくという作業をしていただくことは可能でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 確認させていただきます。この2024年の2月17日土曜日に行われたかててマルシェの皆様からいただいた、備品の貸出の合計をお出しすればいいということでしょうか。

○白根美穂副委員長 そうですね。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 分かりました。

○古賀世章委員長 この尋問が終わった後にすぐ出していただきたいと思いますが、よろしいですか。村田証人。どうぞ。

○証人（地域振興課長 村田まみ） すぐの定義がちょっとよく分からないので。

○古賀世章委員長 今日中なら今日中でいいんですけど、いかがですか。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 努力させていただきます。

○古賀世章委員長 努力じゃなくて、イエスカノーでお答えください。

○証人（地域振興課長 村田まみ） いや、出せるものであればお出しします。

○古賀世章委員長 いや、出せるものであればということは、ないこともあるということですか。

○白根美穂副委員長 こっちに資料があるから、それを一緒に見てもらうと。

○古賀世章委員長 だから今日中にいいですかというふうに私はお聞きしたんですけど、いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 確認させていただきます。

○古賀世章委員長 いいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 何度も出品者と話し合いをしながら、手数料等を決めていたという証言でございましたが、以前、役員名簿等を出していただいた際に、町の職員しか載っていなかったんですよ。出品者と話し合いをしてとなると、出品者全体と話し合いをしていたのか、それか出品者の代表者がいて、そこと話し合いをしていたのか、どういうふうなメンバーで話し合いをされていたので

しょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのマルシェかてて、昔はさくら市場と申しておりましたが、さくら市場の頃から出品者との交流会を多く行っております。スタッフと出品者の方々は常にコミュニケーションも取れている状態でございますので、そちらのほうで、今度から例えば10%になりますだったりとか、こういったマルシェに大きなイベントをするときには、手数料がこれだけ、今度はおかかりますけどどうですかという話合いのコミュニケーションが取れている上で、こんなふうな進め方でやりたいと思いますというところで、私のところには意思決定が上がってきていたものというふうに考えております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今回の証言によると、話合いをして決めたというよりも、こちら側が既に数字を決めて提案して、これでいきますけどいいですかという、承認だけ取ったということになりますけど、それでよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） ある程度の方向性は、スタッフ等で企画をしたものを出品者の方々とお話をして、承認という形だったのかもしれない。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、課長になってから手数料の変更等があったかと思えます。それに対して、課長としてどのような指示をされてこられたのですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私が課長になってから手数料が20%になった部分とかもございますが、こちらのほうは当時、ふるさと財団さんとかのこのやり方で本当にいいのかという話はずっと議論はされておりましたもので、そういった中で、じゃあ協議会仕立てに立ち上げて切り離していくときに、今後は20%で運営をしてみてもどのぐらいな感じなのかという協議がされて、じゃあ今度から手芸品のほうは20%で行こうと思っていますという話合いの経過等を私のほうが見まして、それだったらそれでやってみてはどうかということで、私のほうで承認してきている部分がございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、ふるさと財団のほうから、税の処理に関しての指導はございましたか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 税金のほうの処理に関してという専門的な御指導というのは

いただけなかったことはあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 いただけなかったということは、こちらが質問しても答えていただけなかったということなのか、こちらが質問をもととしていなかったのか、どちらでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 当初、長期診断を受けるときに、帳簿の書き方ですとか、シヨップのしつらえ方というところを希望しておりましたが、そういう指導の枠というかコンテンツが長期診断の中にはきっちり入っては来なかったもので、継続して私どもは自分たちでどういった帳簿のつけ方がいいのかとか、税金の関係はどうなるのかという協議は、私どもの担当の中で問題にして勉強してきたところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その際、久留米税務署には指導を受けられなかったのですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 税務署の指導は受けておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 税務署の指導を受けずに、どうやって勉強されてこられたのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 税理士や、そういう税の関係の方の助言を受けたり等はしておりませんでした。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 税理士は、町が雇い入れている税理士の方で間違いありませんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 町が雇い入れている税理士と、ほかの税理士にも聞いて、御指導を受けたりしたことはあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 どなたに。税理士の名前を言うていただくことは可能ですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 1人の名前が思い出せないんですけど、1人は（ハヤタ）税理士です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう1名の方の名前が後ほど分かれたら、教えていただくことは可能でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） それは必要ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、どうぞ。

○白根美穂副委員長 調査に当たり必要だと思いますので、お知らせいただけたらと思います。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） ちょっと調査してみます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 いいですか。

○古賀世章委員長 もう一件。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 まず、お釣りとして必要だったために、通帳のほうに残を残して町に雑入を入れていたというような今までの証言があったかと思えますけれども、各課がお釣りとして現金を要する場合は、小口現金として会計課から出してもらって、年度末に会計課へ返すというような手順がされてあります、どこの課でも。なぜ各課と同じ処理を行わなかったのか。なぜ地域振興課だけが特別な処理の仕方ばかり通っていたのか。そして、前回、棚町係長の証言によると、金庫の中身の現金を確認していなかったということなんですが、そのことについて課長としてどのように指導されていたのかお伺いできますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） それは、かてての釣銭のことでしょうか。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この場はかててのことで聞いておりますので、かててのことについてお答えください。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） かてての釣銭と現金の出納に関することは、かてての職員も町の職員でございますので、その職員の管理下の下、鍵つきの金庫できっちり管理をさせていただいているものだというふうに思っております。その先には担当の職員がおりまして、金銭管理というものは現場に出るスタッフと、そして庁舎の中におりますスタッフで二重でチェックして管理をしているものだというふうに私のほうは考えております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 じゃあ、また後でいいです。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか御質問。高橋議長。

○高橋直也議長 白根議員の質問に関連なんですけれども、ちょっと分からなかったんですけども、町の施設のドリームセンターを使った際に、備品の使用料をドリームセンターの施設規程ど

おり、さくら市場、かてて、大刀洗町マルシェの出品店の人からはもらったと。にもかかわらず、施設の代表借主が地域振興課で、さくら市場、大刀洗町マルシェは直営だからという理由で減免申請を行って無料にした。にもかかわらず、出品者にはその備品の手数料は頂いたということな
んですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのほうには、机100円、電源500円、確かに備品の貸出しという書きぶりをしてありますが、実際は今後自分たちで借りていくときにこれだけの料金がかかってきますので、そういった試しというか、このぐらいのどのぐらいな感じで自分たちでやっていくときにこのぐらいはかかりますよというところで、運営費としてこういったものを徴収させていただいたものだというふうに考えております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 試しとかじゃなくて、お金がかかっていないのにお金を取るということは、これはおかしいんじゃないんですか。地域振興課が無料で借りて、それを有料で貸した。又貸しみたい
に聞こえるんですけれども、その辺はどう思われますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 実際、イベントをするときに全部ただですよ、実際、私どもが町の事業としてやっていたらただなのかもしれませんが、中でやっていることは、かてての出品者の方々がそこで自分の商品をお売りになられたり、そういう活動でございまして、若干の運営費がかかってくるというところでこういったしつらえにしているというふうに考えております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 いや、実際にかかったならしょうがないんですけれども、実際にかかっていないお金をかかったかのようにして徴収する。それは、証人が一番初めお答えされたように、大刀洗町庶務規程とか大刀洗町職員の職の設置に関する規程第3条とかに違反していることにならない
んですか。これ、法的に職員としての法令遵守を守った上での職務として捉えてよろしいんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） その条例を今私が空に覚えていないので、どういったことなのかちょっと理解できないところで申し訳ありませんけれども、これは仕事としてやっているというふうに思っております。私に取りましようって決めて指示して取りなさいってやってやったわけではないので、そういうふうに考えております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 では、最後に聞きますけれども、このように実際かかっていない手数料をかかったようにして出品者からもらう行為は、公務員として法令遵守されているかどうかという認識だけ、最後にお答えください。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私が地域振興課長として、管理職としてこの出品者の方々から机代の100円と電源の500円を取ったという形で、それがどう思うかということでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。議長。

○高橋直也議長 では、言い方を少し変えますね。備品代をかかっていないのに取ったということで、今、それがもう先を見据えた練習みたいな形で言われているように聞こえるんですけども、出品者さんには、椅子代が幾らとか机代が幾らとかというきちとした名目で請求をされたんですよね。まずそこを。

○古賀世章委員長 いかがですか。そこをお答えください。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのほうにはそのように表記されているので、そういうことだというふうに考えております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 ということであれば、私が言っているのは、テーブル代、椅子代、実際かかっていないのに、幾らと請求して、それを受け取るということ自体が公務員として法的に問題ないという理解でされた行為ということ聞かせていただきたいんですけども、問題ないんですか、それは。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） あくまで運営費として机を使ったら100円、電源を使ったら500円というところで規定をしているところがございますので、そのように考えております。

○高橋直也議長 ちょっといいですか。

○古賀世章委員長 いいですか。議長。

○高橋直也議長 今、規定と言われましたけれども、その規定は何かさくら市場にあるんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 訂正します。そのように決めたような、スタッフと運営のほうで決めたことなので、そういったふうに考えております。

○古賀世章委員長 そうすると、規定はないということですか。そこを的確にお答えください。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 規定等はございません。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 規定がなくてみんなで決めたと言われましたけれども、そのみんなで決めたというメンバーは誰が決めたんですか。どういった合意形成で決められたんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのマルシェを開くに当たって、かててマルシェのほうのスタッフ、そして担当の職員等がおりますので、そういった中で企画を決める際に、今後からは何を借りるにしろ運営費がかかるので、運営費をこのように取りましょうっていう企画案が上がってきてまして、それに対して私もそれでやってみたらどうかということで承認をしたところだというふうに考えております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再度確認します。町の条例にもない、規約もない、要綱もないものに対して、その都度、そちらのほうで決めたもので手数料を取っていたということですが、これは売上げに上がると思いますが、売上げになりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 売上げというよりは、運営費の残りという形、残れば運営費に対する残金という形になるのかなと考えております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 物を売って売り上げたというものではございませんが、使用料として取ったということは売上げになると思うんですよね。地方公共団体が営利目的で事業することは可能ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） この事業は営利目的というふうには考えておりません。

○古賀世章委員長 営利目的ではないものに対して、なぜ事業の運営費などが必要になってくるのでしょうか。町の一般会計から出せばよかったはずだとは思いますが、なぜ一般会計のほうに予算を申請されなかったのでしょうか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらのほうの一般会計でなぜかててのほうの事業をやらなかったかという議論に関しましては、監査のほうからも御指摘を頂いておる事項でございます。私どもも監査からの御指摘を頂きまして、担当のほうでも随分協議を重ねてまいりましたし、首長のほうと協議をさせていただきまして、その方向性について協議をさせていただいていたところでございます。その中に関しましては、かてての事業自体は販売行為を行ってはいらぬものの、福祉性・公益性が高い事業でございますので、このような一般会計の中でやるというよりは、実情に合わないの、別に別口座のほうでお預かりしてやっていくほうがいいであろうという見解をそのときは頂いておりました。しかし、事業形態も大きくなりましたし、参加者の方も増えて

まいりましたので、協議会のほうに移行していくというところで今回進んでいるところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、別会計で処理をしていいと指導された方のお名前をお願いします。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちら、初年度、さくら市場が立ち上がった初年度からそのような会計になっておりましたので、誰がそれを許可したか等は私のほうは存じ上げません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ほかに。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしく願いいたします。何度も申し上げますけど、私も含めて議会の大多数はかてての事業そのものについては大いに評価して、私自身も推進の立場で一般質問を続けてきたつもりです。それは御了解いただけると思います。そのことは御存じでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 一般質問を御頂戴したことは覚えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町内の一部には、議会がかててを潰そうとしているとか、我々が職員をいじめているなどの誤った情報が一部に流れているようでありますので、それは現場としてもそうではないと、この問題、制度の立てつけが問題とされているということは現場からも重々申し上げていただきたいと思います。

先ほど、立てつけのときにいらっしゃらなかったということなんですが、少なくとも2年目以降はこの事業にずっと関わっていらっしゃって、とりわけ8年間、課長としてお勤めになっている。少なくとも課長と、管理者となった8年間においても、この別会計で通帳にお金をプールして、その一部しか町に戻さないという制度運営は適法なものとして認識して責任者として運営をなさってきたということではよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私のほうは、そのようにちゃんと会計のほうが回っているかどうかなどということは監督はしてきたつもりでございますし、売上げの一部をプールという形でおっしゃられましたけれども、翌年度の走り出しの資金としてこれだけ通帳に残して、あとは町のほうに雑入で入れますという報告は都度受けておりましたので、故意にというか、何かあってそのようにしているということではございませんというふうに考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 何度も申し上げますが、公務員が公金を使って制度を実施するに当たっては、法律に基づかないといけません。先ほど来から、直営か、任意団体かということでお話をお聞きし

ておりますが、直営にしる、任意団体にしる、直営なり、それから任意団体なりに従った制度設計ができていないと、直ちに違法が発生するわけですよ。先ほど来から、直営とも任意団体とも言えないということを経理職たる課長がおっしゃっているけど、つまり、直営とも任意団体とも分からない状態で長年、法によらない運営がなされてきたということで受け取ってよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 公金ではないというふうに思っております。なぜなら、大刀洗マルシェかててというものは、出品者の方々の商品を預かって、それをPRしながら、PRの一環として販売行為というものを行っておるものでございますので、そのように考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 かててについての一切の人員費や需用費はどこから出ていますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 町のほうで雇用しておりますので、町のほうから出ておるものだと考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうすると、事業に係る人員費や需用費の一切は公金ですよ。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 職員の給与等はもちろん公金だというふうに考えております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしたら、いわゆるどう見ても直営の立てつけなんです。そして、一切、人員費の一切、需用費の一切が税金から支出されている状態での事業に関する売上げというのも、当然、これは直営としての法律の下に置かれる。これは分かりますか。その理屈は分かりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） この立てつけの件に関しましては、私どもも上席のほうとも再三会議させていただきまして、こういった平山議員がおっしゃられる直営の部分と公金、外で売上金等を処理している部分と、二重構造になっていることは承知しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もう一つの重大な問題は、そういう直営の事業にもかかわらず、別通帳をつくって売上げをプールし、本来は直営で需用費が出ているにもかかわらず、その中から何か必要なものを取りわけ決裁もなく支出していたということで間違いありませんか。今までの証言では、この通帳の中から必要なものを申請して買っていた。上司の決裁はなかったかもしれない。いわゆるかなり自由な感じで必要なものが買われていたという証言が複数ございます。間違いございま

せんか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 通帳のほうで買っておりましたものは、商品を入れる袋、ダイソー等で、100均等で買えるようなポップ用の用品でしたり、レジ袋でございましたり、そういったものをスタッフが必要なときにこういったことで買いますということで、それを頂いた運営費の中からお支払いしていたという事実は承知しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 本来、この立てつけであれば、町の一般会計から支出されている需用費でそれらの必要経費は、必要購入は賄われるべきで、さらに、原資というのは条例もなしに、条例や明確な承諾もなしに取ってきた手数料が通帳にプールされる原資なわけですよ。仮に手数料を取っていたとしても、それが利益として町の立てつけである以上は毎年、年度末に1円残らず町の歳入に返されなくてははいけません。実際にはそういうものを自由にお買いになって、需用費があるにもかかわらず自由にお買いになって、根拠もなく手数料をお取りになって、好きなものをお買いになって、プールしたお金を全額、たまに気の向いたときにだけ役場に、町の会計に戻すという実態が明らかになっています。間違いございませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、頂いたものは販売を200円で、200円のものをお預かりして220円で販売した益の20円分のその10%でございます。その分は事務用品、事務手数料、事務に係る運営費としてお預かりしているものだというふうに考えておりました。その中で、先ほど来申し上げておりますように、買物をしたときに入れる買物袋だったり、商品100円って貼るシールだったりとかいう細々したものを購入している経費にももちろん充てていたところがございます。なので、お預かりしていたもの、もちろん経費で残った分がございますので、そちらを雑入で年度に入れさせていただいておりましたが、翌年すぐこういったマルシェ等を開催する場合、また別の事務経費等かかりますので、そういった運用益、運用分を残して雑入に入れておるという報告を毎年受けておりました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 雑入をいつ幾ら戻すかというのは誰が決裁するものでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 年度末にいつも私のほうにスタッフ等のほうから、その年の売上げ、これだけ残金が残っていますから幾ら入れますという報告を頂いて、それで伝票を起こして決裁しておりました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 年度にたまにしか入っていないくて、入っていない年もあるんですけど、それは管理者としては法律どおりの運用ができていないのではありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 1年だけ2年分入れている年がありまして、えだまめ収穫祭のときの枝豆の仕入れ代がとても高いので、その年は次の年のことを考えて枝豆が終わってから次の年に入れましようかという話をした年ではないかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もともと、そもそも論に戻るんですけど、この立てつけであると1円も使っちゃいけないんですよ、仮に手数料を取っても。手数料はもう全額、町の歳入に戻せば、ぎりぎり何とかちょっと言い訳ができるかなというレベルで、何度も言いますが、条例もなしに手数料を取って、そこから好きなものを買っていて戻していないというのは、いろんなものに引っかかるんだらうと思います。

そこで、今までの証人、各担当課の証人の証言によれば、好きなものを買っていたその領収書も全て廃棄して取っていない。すなわち、支出の証拠が全く保存されていないということになっていますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） それは、そのようには認識はしておりません。ただ、領収書のほうが1年分取っておいて、2年間保存して破棄をしているという実態があったというふうには認識しておりますが、年度年度でそういった100均で幾ら買いましたとかっていう、ちょっと少額ではありますけれども、そういった領収書は全部まとめて1年分は取っていると思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 1年、2年という根拠は何でしょうか。ちょっと法とは違っているんじゃないかと思いますが。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） かつて事業のほうは大体2年から3年分は取っているというふうに思っています。

○平山賢治委員 法は。

○古賀世章委員長 法に対してはどうなんですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 文書、それは、何ですかね、町の伝票を切ったものではないので、そういった法律どおりにはなっていない部分があると思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町の直営だろうが、任意団体だろうが、領収書というのは少なくとも7年は取っ

ておかないといけないと思いますが、どうですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） その法律のほうは存じておりますが、かててのほうの領収書に関しましては、そのように1年分をきちんと整理をしまして、後で伝票や通帳と照合させた後は2年または3年のほうで破棄をさせてもらっていました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となると、領収書を保存していない分の支出については全て使途不明金、いわゆる横領の事実が認定されざるを得ませんが、普通の、法的にいうと。どうでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私ども、かててのスタッフも込みで、私のほうは最終的に事務方の責任は取っておるところでございますが、一切、横領という、横領などという認識ではそういう事業を行っておりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 横領は認識かどうかじゃないんですよ。結果なんですよ。だから、使途不明金があるというのはもう事件なんですよ。だから、その支出に対する証拠が取れないとなると、この使途不明金はその責任者が責任を負わなくてははいけません。それを支出の証拠、支出を証明するのは支出側にあるわけでありますから、残念ながらもうそういうことを認めざるを得ないということは御承知いただきたいと思います。

さらに、やっぱり我々も調べていくに当たって、やはり思った以上にちょっと、先ほどからいろんな資料や証言を拝見しておりますと、まず最初に、旧さくら市場かててに関する事業要綱や設置条例というものはまずあるんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 設置条例はまずございません。事業要綱というふうに要綱仕立てで設置しているものはございません。

○古賀世章委員長 ないということですか。

○平山賢治委員 ないんですね。

○平山賢治委員 となると、根拠のない事業に公金が使われているというのがまず始まります。それから、通帳が証人の個人名になっている。それから、手数料も先ほどからお話ありましたが、どこかの総会等で決定したり、手数料条例をつくったり、10%から20%になったときに、あるいは20%に上がった場合の明解な承諾書も私も資料では見当たらない。それから、歳入に関しては、手数料を条例なしに取って、そこをお金をプールしているんだが、それを町に全額戻すこともしていない。それから、従事者は一般会計から雇用している。出張旅費も一般会計から出ている。

帳簿は作成していない。監査も一切受けていない。決算・予算も一切、作成も報告もしていない。町との契約書もない。税務申告もしていない。直営にしろ、任意団体にしろ、あり得ない運営になっています。そういうどちらにしろもうあり得ない運営だということは認識はございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、帳簿のほうは、日計で売上げが幾らあったとか、何が幾ら売れたとか、月で幾ら売上げがあったということは、帳簿はつけていて、データで管理しているものをプリントアウトしてお出ししているものだというふうに考えておりますので、帳簿がないというと、ゼロで全くないわけではありませんで、私たちもその日計だったりお金の計算だったりをきちんとしておりますので、そういう点では帳簿という、平山議員が言われる帳簿は帳簿でないとおっしゃられるのかもしれませんが、私どもはそういったことでお金の管理はしておりました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私どもが現場のスタッフの方の証言を聞いておりましたが、現場のスタッフあるいは出品者の方は極めてしっかり日計表をつけて、領収書を提出して、1円の誤りなきよう、管理者に対して提出なさっていたようにお見受けします。もう全てはこの管理者ですよね。管理者が頂いた日計表をしっかりと管理しておらず、お金も毎日チェックしておらず、挙げ句の果てには提出された領収書も全て廃棄ということで、あと、帳簿についてはまた別の方が御質問なさると思いますが、すいません、さっき質問したんですけど、これが直営団体だろうが任意団体であろうがあり得ない運営だと、法律に基づいていないあり得ない運営だという認識はございましたでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 御承知のとおり、かててというのは出品者が二、三名のところから十六、七年前に始まっておるところでございます。形態が大きくなるにつれまして、この業務形態等については、先ほど来申し上げておりますように、上席等とも運営の仕方はこれでもよろしいでしょうかとか、このままの形態でいってよろしいでしょうかということは再三協議をしながらここまで進めさせていただいてきておるものでございますので、地域振興課のほうでこれをずっと自分たちの思いだけで決めてきたということではございませんし、町のほうとしてこういう監査で御指摘を頂いてもおりますが、どんなふうにしましようかということで長期診断等を受けたりしながら、改善しながらやってきた事業ではございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 だから、どうやりましようかの前提に法律はどうなっておるのかと。法律に基づいた制度設計をするにはどうしたらいいのかというお話が全く見えないんですけど、なぜなので

しょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか、そこは。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） そういった法律の話等は、今まで話の中には出てきておりましたが、今のような形態で間違いがないようにやっていきたいと思いますというところになっていたかと思えます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ちょっと質問を変えますね。先ほどドリームセンターを無料で、直営ということで無料で借りて、出品者の方から手数料を頂いていたと。それが利益になっていた。これもまたいろいろアウトになるのは間違いがないと思うんですが、さっき備品代については、私は命じたわけではないとおっしゃった。その後、私が承認したと言う。そうすると、その文書の責任者はどなたになるんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 事務方の責任は、管理職である私にあるというふうには思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私が命じたわけではないという意味はどういうことですか。誰かが勝手にやったという意味なのでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私のほうが管理職としてももちろんこれでいきたいと思いますという承認をしておりますので、先ほど来の命じていないという表現のほうは間違っていれば訂正させていただきますと思います。

○古賀世章委員長 訂正されるんですか。いかがですか。そこを明確にお答えください。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 訂正させていただきます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 税務についてお伺いします。まず、昨年度から始まったベビーギフト、新しく出産なさった方に、御家庭にかてての商品をお渡しするという事業が始まっております。この事業主体は住民課ですよね。住民課はかててと3,000円相当の品物をプレゼントするという契約を役場内といいますか、住民課とかてての間で単価契約書を結んでいらっしゃるのでしょうか。そのことは御存じですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 承知しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ところが、住民課は3,000円相当の品を契約したにもかかわらず、かてて側は出品者に2,500円の品を応募して、500円がどこかに消えています。町が発注し、町の直営のかててが受注しているにもかかわらず、500円がどこかに消えているのはなぜなのでしょう。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） これも先ほど来の運営費と同じでございまして、当初、かててのそういった出生された方にかてての町の出品者の方々がお祝いとしてお贈りになれるベビーギフトに関しましての送料が幾らかかるかも、どういった経費がかかるのかも、まず走らせてみないとちょっと分からない部分もございましたし、もともとその2,500円の部分に運営費用というものはもちろんかかってきましようということで、500円を事務の運営経費としてお預かりするところの協議がなされたことは承知しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その決裁者はどなたになるんですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 事務方の管理職である私にあると思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ばりばり当事者だと思うんですけど、何か承知していらっしゃるとか、先ほどから何か外野にいらっしゃるような証言、御発言が多いので、責任者じゃないのかなと思いました。この契約書によれば、かてての代表者はどなたですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらは町の大刀洗町長になっておるといふふうに認識しております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、かてては直営ということですよ。中山哲志氏がかてての代表者となっていていらっしゃいます。発注者も中山哲志氏。中山哲志氏が中山哲志氏に発注したということになっている。ところが、中山哲志氏が中山哲志氏に発注したのに500円がどこか行ったといふふうになるんです。するとまたこれは事件になると思うんですが、その辺は御承知いただけますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） すみません、これが事件性があるといふふうには全く知りませんでした。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そこも税法の問題が生じてきます。かててのほうから住民課に対して適格請求書

が出されていますよね。ベビーギフト何個分幾ら、税込み3,000円で請求書が出ていると思います。ここにインボイス番号が、適格請求書の番号が打ってあるのは、この番号はどこのどなたの番号になるのでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 大刀洗町の番号というふうに思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、かてては町の事業ということになりますね。どうでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） インボイス制度が入ったときに、私どももどのような処理をしていいかというところで大分議論をさせていただいたところでございますし、インボイス制度が始まるに当たり、研修等にも担当の者とスタッフ等が参加しながら、今後どういった処理をしていくのだろうと、そこには財政のほうも一緒に入って協議をしてもらったというふうに覚えております。その中で協議した結果、インボイスが要るのであれば、町の番号を使ったほうがよかろうという協議になったというふうに覚えております。それで、適格請求書という、当時、インボイス制度が始まったばかりの頃に、こういった適格請求書というものを書くべきだろうということで、その適格請求書のほうを使っておりましたが、様式がそこで本当にそれで正しかったかどうかというのは、ちょっと違う様式をちょっと使っていたのかもしれないので、そこは今調査しておるところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 どういう形にせよ、町がこのベビーギフトの出荷に当たって、町が3,000円の、税込み3,000円ですか、大体1個300円程度の消費税を預かっていらっしゃるわけですよね。その預かった消費税が今幾ら、6年度幾らあって、6年分が幾らあって、どういう計算をして久留米税務署に納税されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、全体の売上げが1,000万いっておりませんので、消費税の対象にならないというふうに考えておりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 インボイスを取っている以上は、1,000万以下でも課税対象になると思いますが。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 事業自体が自治体が発行している事業で、常に公益性が高いものである場合、インボイスの対象にならないというふうに考えておりました。

○古賀世章委員長 平山委員。

- 平山賢治委員 ということで、計算も納税もなさっていないということでしょうか。
- 古賀世章委員長 村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 現在のところは行っておりません。
- 古賀世章委員長 平山委員。
- 平山賢治委員 預かり消費税は今どこにあるのでしょうか。
- 古賀世章委員長 分かりますか。お答えできますか。村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 今までお預かりしている消費税の合計額ということでごさいましようか。
- 古賀世章委員長 平山委員。
- 平山賢治委員 合計額と今どこの会計にそれが、その金額がしっかりあるのかどうか。
- 古賀世章委員長 村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） かつての通帳のほうに売上げと一緒に入っているものだというふうに考えております。
- 古賀世章委員長 よろしいですか。
- 平山賢治委員 ちょっと待ってください。
- 古賀世章委員長 はい。平山委員。
- 平山賢治委員 ここもまたどっちでもアウトなんですけど、税法上、町直営ならば町に納税義務があります。任意団体ならば、所得税法及び法人税法の規定が適用され、申告義務が発生します。税法上、直営でもなく任意団体でもないというものはございませぬ。それは御理解いただいていますでしょうか。
- 古賀世章委員長 村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 承知しております。
- 古賀世章委員長 平山委員。
- 平山賢治委員 であるならば、税法上の問題が発生しているという認識はございますか。
- 古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 私どものほうでは、自治体が主体となってやっている、運営している公益性の高い事業でございますので、税法上の対象にならないというふうに理解をしております。
- 古賀世章委員長 平山委員。
- 平山賢治委員 これについては、今、私どもの百条からも税理士さんに新たに委任をいたしまして、お金の流れを見ていただいております。これについてはまた後日ということになるかと思っておりますけれども、とにかく何を見たらいいのかと、見るべきものがないということで大変なお叱

りを今受けている状況でありますので、これについてはまた、今日に終わりませんので、今後もやっていきたいと思えます。

それから、再度聞きたいんですけど、手数料が例えば手芸品とかに限って途中から20%に上げられていますよね。これについて、10%から20%に上がった方について、漏れなく承諾、証拠となる承諾などを得ているものかどうか。いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 10%から20%に上がる方は、都度、契約書のほうを更新いただいているというふうに認識しておりますが、契約書のほうはお出ししているとおりになっているとします。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 私ども、お借りした資料を調べて契約書のほうを拝見しましたし、私どものほうで独自に何人か、出品者のような方にもお話を聞いておりますが、やはりそこら辺が都度承諾した記憶がないとか、証拠書類を調べていても、手芸品を出されている方が途中で20%への手数料の値上げを承諾したという書類が一切見当たらないんです。何か思いついたときにだけ承諾を得て、最初の出品のときと、あと思いついたときに何か承諾を得ているような感じを非常に受けるんですけど、明らかに20%について書いた記憶もないということもあります。先ほど来から20%をみんなで決めたとかいう話があるんですけど、当然、これは責任者がいないとおかしいですよ。決裁権者とか責任者。仮に任意団体としてですよ。直営だったら手数料を取ること自体が違法なんだけど、任意団体であれば、きちんと任意団体の総会なり、あるいは規約の変更なりで10を20にしました、その責任者はこの方ですというのがはっきり明らかになっていないといけません。そういうものもないでしょうか。そういう決定の証拠、決定の経緯や証拠、それから、全ての方から2割に上がるという承諾を得たという証拠がちょっと見当たらないんですが、いかがですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、1割から2割に上がるという企画の話合い段階には私も入っておりましたので、その2割に変わった経緯というのは私のほうもちろん承知しております。出品者のほうには1割から2割に上がるときにきちんと説明をさせていただいているというふうに聞いております。これは私は直接は出品者の方とお話ししておりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 責任者はどなたなんですか。現場が説明したと思っているということですか。その証拠も何もないということですかね。

○古賀世章委員長 的確にお答えをお願いします。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 2割に上がるときに契約のやり直しをしているものでござい

ますので、そのように思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○平山賢治委員 とにかく、何度も繰り返しますが、直営でも任意団体でもちょっと話にならないということだけは申し上げたいと思います。

取りあえず以上です。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと関連してですけれども、20%に手数料を改め直して決めたときに、最終的に誰が了解を得てこの20%になったんですか。もう現場で決まったことを、課長としては、報告を事後報告で聞いただけですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私のほうは、その2割に上がる前、2割に上げたほうがいいだろうという経営方針にしていきますという相談を受けましたので、では、それだったらそれで皆さんのそういうふうに変えていくということに関しては承諾をしたところではございます。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということは、証人が一応責任者ですので、証人が了解をしないと20%にはならなかったということですよ。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） そのように認識しております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 それと、分かりやすく教えてもらいたいですけれども、現在の大刀洗マルシェかてての通帳の名義は誰でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 現在は私になっておりますが、さくら市場代表で村田まみとなっていると思います。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 これは個人の通帳になるんですか。それとも大刀洗町というのがついているから町の通帳になるんですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） さくら市場代表村田まみとなっておりますので、こういった今の現在のかててマルシェの会計用に使う通帳で、代表で私の名前になっているというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

- 高橋直也議長 これは大刀洗町の通帳ですか。それとも個人の通帳ですか。
- 古賀世章委員長 そこをはっきりお答えください。村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 現在の大刀洗マルシェかてての使ったお金を運営する用の通帳だというふうに認識しております。
- 古賀世章委員長 高橋議長。
- 高橋直也議長 間違っていたらごめんなさい。私、銀行で口座を開くときには、法人なのか個人なのか、この2つぐらいしかないと考えているんですけども。それを踏まえて聞かせてもらっているんですけども、これは個人の通帳なのか、法人の通帳、大刀洗町の通帳なのかということを知りたいんです。
- 古賀世章委員長 いかがですか。そこを的確にお答えください。村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） 団体の代表として私個人の名前でつくった、団体の代表村田まみということで作っている通帳だというふうに思っております。
- 古賀世章委員長 ということは、個人の名前ですね。そこを的確にお答えください。団体の名前であろうと何であろうと、最終的には個人の名前ですね。そこをきちんとお答えください。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） すいません、ちょっと口調が強いので、どきどきするので、もう少しゆっくり言っていたきたいんですけども。通帳の名義は、さくら市場代表村田まみというふうになっております。
- 古賀世章委員長 どうぞ。副委員長。
- 白根美穂副委員長 議長に質問です。先ほどの質問の仕方によると、今のおっしゃいましたけど、今、協議会仕立てになっているんですよ。どちらの通帳のことをお聞かれになっているんですか。
- 高橋直也議長 今までの分です。今までのさくら市場から始まって、大刀洗マルシェかててになった、使っていた通帳を言っているんです。これが個人の通帳なのか団体の通帳なのか、町役場も含めて、どちらかを聞きたいんですけども。
- 古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。
- 証人（地域振興課長 村田まみ） まず、町長の名前ではないので、町の通帳ではないという認識をしております。
- 高橋直也議長 では、個人ですか。
- 古賀世章委員長 個人ですかね。そこを的確にさっきから言いよるんですけど、なかなかお答えをなさらないようなので。
- 高橋直也議長 名称ではないんです。個人の通帳扱いになるのか、法人扱いになるのかというのを聞いているんですけども。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 法人ではないし、任意団体の団体の代表として、役務で私の名前になっている通帳というふうに考えております。

○古賀世章委員長 個人ですね。

○高橋直也議長 はい、分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 私はこれ多分、個人の通帳だと思うんです。名称が大刀洗町、大刀洗マルシェかてて、代表村田まみとなっているとしても、多分これは僕は個人の通帳だというふうに認識してお尋ねするんですけども。結局、町の公金で人や物、施設を使って、利益、要するに手数料だけを個人の通帳に入れているというふうに私は聞こえるんですけども、これは違法ではないんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか、村田証人。はい、どうぞ。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、かててマルシェという、町がちゃんと認識をしている地域振興課のほうで行っている公益性の高い事業に関しまして、私の課にあることから課長の名前で、当時係長の名前のときもございましたが、通帳をつくっているという事実でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 もし万が一、通帳の名義人に何かあったとき、ではこれを町が、残りが入っているお金を下ろせるのかとか、では大刀洗マルシェかててのメンバーが誰かが下ろせるのかとか、お金を引き出せるのかとか、その辺を考えると多分、もし通帳の名義人に何かあったときには、親族しか多分この通帳のお金を下ろすことができないと思うんです。ということは個人の通帳ということが限定されているんですよ。

だから、町の公金で人や物や施設を使って手数料を上げたお金を個人の通帳に入れられているという認識になるんです。この口座をつくりに行ったとき、何か証明書とかそういった謄本とか、そんなのを持って行ってつくられたという経緯は覚えあります。

○古賀世章委員長 いかがですか。証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私の今個人の名前で通帳をつくって、そこに公金をプールしているという形の御発言だったと思うのですが、私自体は町の事業として、町の役職として、職務の上で通帳を管理させてもらっているんで、確かに私が死亡したりとかした場合は、親族がまずは通帳に関しては扱うようになるのではないかとこの予測はしておりますけれども、そこはその前に団体で使っていたということが証明できれば、私が例えば亡くなった後などの処理というものは若干手間はかかるとは思いますが、そのような手続になるのではないかと想定しております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 今まで、大刀洗マルシェかてて、通帳が幾つもあったと思うんです。ここ最近一番新しいのでは、多分、証人の名前で通帳がつくられていると思うんですけども。その前は違う人の名前ですっと通帳がつくられていたと思うんですけども、その通帳をつくるたびにきちんと町から承諾を得て、何か契約を交わして通帳をつくっていたんですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 契約等はありません。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 では誰の一存でつくっていたんですか。誰の指示、命令、決定権で、これまでこのさくら市場、マルシェかてての個人の通帳をつくってこられたんでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 慣例で事業が始まったときから、さくら市場という通帳はございまして、私の記憶の中でございますと、私の上席のほうからそういった通帳を一つつくりなさいということで、最初はつくっております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 よければ、その上席の人のお名前を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） さくら市場の開設当時の係長でございます。

○高橋直也議長 どなたですか。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 矢野孝一。当時係長でございます。

○高橋直也議長 はい、分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか。實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません、ちょっと戻るんですが、お手元に令和5年7月の売上げ報告書というコピー書ございます。これで7月29日、30日で、えだまめ祭りの収穫祭の売上げという形で入っていますよね。これは令和5年で、令和4年には、全部仕入れからやっていたので140万という額を売上げで入っていますね。それで、5年から予算を取って、仕入れを町のお金でやっていますので売上げとして上げていらっしゃるんですが、この売上げ報告書と通帳の額がちょっと違うんですよ。確認を取っていただけます。一番下のところに、7月29日の分が11万1,280円になっていますが、売上げ報告書によると11万2,280円。ここで1,000円の差額があって、30日の分は約5,000円ぐらいの差額がありますが、これはなぜでしょう。お答えいただけますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちら令和5年の7月の売上げ報告書の中にあるえだまめ収穫

祭の報告書と通帳入金の額の違いということでございます。これは当初、現金でお支払いになられる方とPay Pay等の電子マネーでお支払いになられる方の差額ではないかと思えます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 話が前に戻るんですけども、かててのお金は公金ではないという証言でしたが、では、公金でないお金をなぜ雑入として町の一般会計に繰り入れることができたのでしょうか。その根拠は何ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 根拠とはちょっと私のほうでは、町の事業としてももちろん町の参加でやっておりましたので、収益事業ではございませんので、手数料等、お預かりした手数料10%ないし20%の手数料の中から必要経費、そういったビニール袋だったりシールとかだったりを買った残りの分は、町のほうへ雑入として入れていたという処理でございます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 手数料条例がないものを手数料として、町に雑入として公金として入れ込んでいるんですね。間違いありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） これは手数料というふうにおっしゃられましたが、私どものほうとしては運営費としていただいていた、経費としていただいていたものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 予算、決算書。決算書には手数料という項目で書き込まれて雑入されているんですよ。運営費というのではなく手数料としてですね。手数料として一般会計に繰り入れる場合は、雑入として繰り入れる場合は、そこに根拠がないと入れられないと思うんですよ。そうすると、町は何も根拠がないものを雑入として繰り入れているということになりますけど。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私ども担当課としましては、先ほど来申し上げておりますとおり、町の事業として始まりました物販、特産品の販売事業、大刀洗マルシェかててで頂いております10%の運営費のほう、計上するときの費目が手数料というふうに記載していたところは若干問題があるのかというふうに考えておりますが、こちらの歳入のほうにおきまして、もちろん財政のほうとも明記するときにはチェックいただいておりますので、そういった中で慣例として

最初の設立の当初からそのように処理をされてきたものだというふうに考えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 課長になって8年間事業に携われてこられたということですが、その間に会計処理や税処理、内容に関して不適切だなと思ったことはなかったでしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 正しいやり方という点においては、こちらのほうを協議会仕立てで外に出すべきか、それとも福祉性、公益性が高いので、町の傘下の中でやるべきかという協議は、先ほど来申し上げておりますとおり協議をずっとしてきたところでございます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今までやってきた、携わってきたものが違法性があつたり間違っているものではないかというような認識はなかったということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） ないとは言えませんが、どういった形が正しいのかというのは、常に協議をしながら進めさせていただいていたものというふうに考えております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 我々委員会が町に対して、事業開始年度からのさくら市場、大刀洗マルシェかてての契約、規約の提出を求めたところ、事業開始年度からの約款、規約という形での定めはございませんと文書による回答が来ています。

実態は、規定もなく町からの委託契約も存在しないものに、15年間、人件費やその他の費用が町から投じられてきたことになっております。大刀洗マルシェかてては、100%町が一般会計に計上した人件費と町が準備した公用車で活用しております。経費は全て町の職員が担ってまいりました。これらの町による支出に根拠がないということで間違いありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 大刀洗マルシェかてての条例上の位置づけでございまして、そういう運営の中身をきちんと条例の下の要綱等に定めているということはないというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 これまで町の監査のほうから、きちんと報告をしてくれという指摘があつたと思うんですけども、一番初めに指摘があつたのは何年ぐらい前でしょうか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 何年かという明確な年度は覚えておりませんが、四、五年前に御指摘を受けましたので、それからどうにかしたほうが良いということで、ふるさと財団のほうの短期診断、長期診断を受けたところでございます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 指摘された内容はどのような内容だったか覚えておられますか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 明確には覚えておりませんが、監査のほうに通らない通帳がお持ちであるでしょうから、そちらは一般会計のほうで処理するほうがよいのではないかと御指摘をいただいたというふうに記憶しております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 結局、その指摘に従わなかったから、長い間。今、百条委員会としてこういう結果で調べさせていただいていることになっているんですけども、4年も5年も指摘を受けて、なぜそれを正さなかったのか、そこをお聞かせください。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） まず、私がある頃、もちろん管理職でありまして、私のほうが故意にそれを正さなかったわけではないことを申し上げたいと思いますが、指摘を受けたときにまず、もちろん町のほうでお諮り等協議させていただいております。

そのときも先ほども申し上げましたとおり、福祉性、公益性が高いものでございますので、このまま町の傘下でやったほうが良いだろうという見解をいただきましたので、それではこのままの形態でしばらくいきますけれども、将来的には協議会等の仕立てにしたほうが良いだろうということで、そこからまたふるさと財団等の御指摘を受けながら、独立、やっと令和7年、本年度に協議会仕立てで外に出して、きちんと明確になったというところだというふうに思っております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 町の会計監査から指摘があったにもかかわらず、取りあえずこのままでいきたいと思います。公益性があるからということをおっしゃった上司の方は誰ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 御指摘をいただいたときに、もちろん私の上司は総務課長と副町長でございますので、そちらのほうに担当職員と一緒に出向きまして、当時さくら市場でございましたが、その運営に関しての協議をさせていただいて、その指示を仰いで現在の形態になっておるといふふうに考えております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 公務員であれば、それも上席の方々であれば、公金を個人の口座に入れることがいいことか悪いことかぐらいはすぐ分かると思うんです。悪いということを町の会計課から、会計監査から指摘を受けて、直ちに是正しなかったという意味で、このままでいきましょうと言われたのは、総務課長もこのままでいこうと言われたのか、副町長もこのままでいこうと言われたのか、どちらが言われたのか、両方言われたのかをお聞かせください。

○古賀世章委員長 慎重にお答えください。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） すいません、どなたがおっしゃられたかは、私のほうは覚えておりません。

○古賀世章委員長 ということは、言われたことは事実ですか。そこはどうなんですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 町長室のほうで町長も交えて協議をさせていただいております。それをさせていただいております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 では、確認です。最後の確認ですけれども、町の会計監査から指摘を受けて、その後、証人は総務課長、上席である総務課長、副町長、町長を交えて話をしたと。それでも公益性が強いから、このままいこうという話を、この上席3人がおるところで、このままいこうという決定がなされたということによろしいですか。

○古賀世章委員長 村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 町長室で協議をさせていただいたので、その場に総務課長がいらっしゃったかどうかというのは、ちょっとすいません、記憶に定かではないので、町長室で町長とお話をしたということで訂正をさせていただきたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 では、町長と副町長と証人3人で、このままいこうということを決めたということですね。

○古賀世章委員長 どうですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 町長と私はいました。そこに担当係長を連れて一緒に同席したりとか、副町長がいらっしゃったら副町長も一緒にお願ひしますと、いつもいろんな協議をするときには言って同席していただきますので、そこに副町長がいらっしゃったり、総務課長がいらっしゃったりしたのかどうかというのは、ちょっと定かではないので、私と町長はいたということに訂正させていただきます。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと話が二転三転されているみたいで。当初は総務課長と副町長がと言われ

ていたけども、最終的には総務課長と副町長がいたかどうか分からないと。でも、証人と町長はいたと。担当係長がいたかどうか分からないけども、責任者である証人と町長がいて、そこで公益性があるから、監査員からは指摘があったけども、このままいこうという話で決まったということよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 私はそのように記憶しております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。時間も大分押してきましたので。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 町長はどちらの町長ですか。現町長ですか、前町長ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 中山町長だったと記憶しております。

○高橋直也議長 はい、ありがとうございました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか。では平山委員。

○平山賢治委員 時間が長くなってすいません。何点かもうちょっと確認させてください。

お手元の資料の中で、6年度の収入支出伝票というものがつづられていると思いますので、ピンクのでっかい付箋がついているやつなんですけど、令和6年度については、出金伝票、収入伝票が全部で通して230枚ぐらいございますので、課長、係長、係員の3つの判子、印鑑が押してありますが、そのいずれにおいても、決裁年月日、起案年月日は一切記載されておられません。これについては、別の係員の証人に状況を聞きましたところ、百条から資料を求められたので求められたことを受けて新たに全て作成したと、印鑑を全部打って作成しましたというふうに証言がございました。そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 令和6年度の伝票に関しましてですが、これは令和6年の7月で、また人事異動で係長も担当係も替わりまして、私から係長のほうに、歳入と歳出の伝票をもっと分かりやすく整理してくれということをお願いしておりました。

担当係長のほうは、今お出ししている収入伝票と支出伝票でいくのがいいと思いますけれども、自分が7月からだから、7月以前の分はどんなふうに整理しましょうかということで相談を受けたり、協議をしておりました。大体歳入伝票と収入伝票と支出伝票が、こういった形がいいだろうなというところで協議を進めていたところ、年末になりまして百条委員会から資料提出を求められましたので、そこで、じゃ、これで全部整理させていただきますというところで、この伝票ができたものでございます。

なので、収入伝票の一番上の一枚の部分は整理用につくったものなので、少し日にちがずれま
すので、決裁年月日というものは日にちは入れずに処理をしますということで、じゃ、それでい
きましょうというところで、こういったものになっております。

○古賀世章委員長 では、最後に平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 いずれも起案年月日も決裁年月日もないと思う、200何十枚ありますけど、1枚も
ないですよ。多分、7月以降の新係長以降も全く日付はない、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 日付のほうは、令和6年度に関しては入っていないものだと
いうふうに思っています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そのような意味のない文書を百条から提出を求められた後に、3人が何時間もか
けて印鑑を押して作成するということは、罪に当たるとは考えませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） 罪に当たるとは全く考えておりません。この収入伝票と
支出伝票は、私どももこれで整理をしていくという方向性を決めた後に整理させていただいたも
のでございますし、百条委員会に提出する前に、こういったことでこういった文書を出させてい
ただきますというところで、決裁を取った後に提出しているものでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 あくまで我々は、ある文書を出せと言っているだけで、その後に文書をわざわざ
押印してまで、しかも日時の月日のサインもないような何の意味もないものを付けるなどは。
だって何の意味もないですよ、それ。日付もなければ金額もないということで。だから、そう
いうものにぜひ賃金の発生する勤務時間を使わないでいただきたいと思います。

それから、最後にお聞きしたいのは、今後、あなたがこれを実施したことに対する最終的な責
任は町長等にあると思うので、今後、上司の方にもいろいろお話を聞きしないといけないんで
すが、都度、例えばそういうふうにそのままで行こうとか、何かがあった場合には当然上司の相
談を仰いできたというふうな、上司というのはつまり総務課長なり副町長なり町長に相談して、
指示を仰いできたという認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） こちらの事業に関しましては、そのように私も認識しており
ます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 町のインボイス番号を使うというのは誰かが決裁なさったんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。村田証人。

○証人（地域振興課長 村田まみ） ちょっと記憶に、すいません、ありませんが、インボイス番号を使うということは、私のところまでは承諾を、決裁を——決裁文書があるかどうかちょっと戻らないと分からないですが、私のほうにも報告をこれで行きますというふうに受けております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 とにかく経過や決定の証拠は何も残っていないんですね。だから何も証明できないということになります。今後はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

（なし）

○古賀世章委員長 時間も予定をかなりオーバーいたしましたけれども、ほかに質問はないようでございますので、以上で村田証人に対します尋問は終了させていただきます。証人は退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

（証人退室）

○古賀世章委員長 以上で、村田証人への証人尋問を終わります。

続けて、証人出頭要請、次回の説明を行います。

まず、証人出頭要求についてでございます。委員会の御意見を踏まえて、次回の証人喚問につきましては、1人目が重松俊一副町長。質問事項は、大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）の運営。それから大刀洗マルシェかててに関する公金の支出について。それから3つ目が、町職員による宿泊証明書の偽造について。日時につきましては、8月5日1時30分より。

それから、2人目が中山哲志町長。質問事項は、大刀洗マルシェかてての運営。2つ目が、大刀洗マルシェかててに関する公金の支出について。3つ目が、町職員による宿泊証明書の偽造について。日時につきましては、8月5日午後3時から、場所はここ協議会室において行います。

本件について御意見はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げましたとおり、議長に対して証人出頭要求することについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

それから2番目に、記録の提出要求についてでございます。

次に、記録提出の要求についてでございますが、事前に各委員から意見をいただいておりますので、協議したいと思っております。

この際、地域振興課が所有する大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）が使用する全ての預金通帳または金融機関が発行する取引証明書の現在までの未提出分、それから大刀洗マルシェかてて、これが大刀洗ドリームセンターを使用した際の申請書及び施設使用許可書の全て、以上の提出を求めたいと思っております。本件について、御意見はございませんでしょうか。

（なし）

○古賀世章委員長 お諮りします。今申し上げました記録につきまして、執行部に対し地方自治法第100条第1項に基づき、7月31日までに記録の提出を求めたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、8月5日午後1時30分より会議を行いたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

その他、何かございませんでしょうか。

○白根美穂副委員長 御報告しましょう。

○古賀世章委員長 そうですか。それでは、報告をお願いします。

○白根美穂副委員長 税理士に入っていただきまして、現状を把握していただきました。問題点等を御説明させていただきます。

大刀洗マルシェかてては、町直営の販売事業とあるが、その事業内容は移動販売、えだまめ収穫祭、大刀洗ドリームまつり、ベビーギフト、ふるさと納税、他市町村で開催の各種イベントへの参加、町内産の野菜等の海外への販売、ユニフォーム・ブルゾン販売等、多岐にわたっております。

各事業の運営規定等もなく、運営主体、責任の所在が不明瞭である。そのため、地域振興課で全体の会計処理を行っているが、その内容は不自然な点も多く見られる。

また、各事業運営において作成、受領する原始記録の保存状況も不完全である。

販売事業は営利事業ではないかということで指摘を受けております。地方公共団体が営利目的

で事業をすることができるのか、本来各事業ごとに収支・内訳書等を作成する必要があるのではないか。特に販売事業については、消費税の課税対象であり、申告の必要がある。町直営の事業であれば、監査対象であるはずである。監査状況はどうなっているのか、事業全体の収支計算、一般会計からの歳出及び同会計への歳入も適正に行われていないように見える。

ということで、問題提起をされておりますので、我々もこの問題提起を受けながら、今後調査を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

そのほか何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後 15時 40分閉会)